

## 【有害サイトアクセス制限サービス (フィルタリングサービス)に関する今後の取組】

◎2008年1月以降、携帯電話・PHS各社はフィルタリングサービスの普及促進のため、以下の取組を実施していくこととなりました。

■**新規契約**: 未成年者の契約および保護者が18歳未満の者に利用させるために新規契約する際は原則加入とする。

- 未成年申込者の親権者同意書においてフィルタリングの申込欄に不要の記載がない場合を除き原則加入とする。  
(2008年1月以降、各社準備が整い次第実施予定)
- 新規申込書において18歳未満の利用有無の確認を行い、18歳未満の利用が確認された場合は、フィルタリングの申込欄に不要の記載がない場合を除き原則加入とする。  
(2008年春以降、申込書を改訂し利用者確認欄を設け未成年利用の有無を確認する予定。)

■ **既存契約**: 18歳未満の既存契約者に関しても、十分な周知のもとに、フィルタリングサービス加入を呼びかけ、フィルタリングサービス不要の意思表示がない場合には、原則として同サービスを提供する。また、その他の既存契約者に対しても、申出に基づき、利用者が18歳未満であることが確認された場合は、不要の申告があった場合を除き設定する事とする。

- 全ての18歳未満の既存契約者に対し、利用意思確認を行ない、フィルタリング不要の申告が無かった場合はフィルタリングを設定する。  
(2008年初旬より利用意思確認実施、2008年中旬以降順次フィルタリングを設定する予定)
- 18歳未満の利用者に関し、親権者である既存契約者に対しても、フィルタリングサービス利用の推奨や利用意思確認を実施。  
(2008年初旬より順次実施予定)

■ **新規契約および既存契約者の取組み**について、代理店等への指導を徹底する。



■フィルタリングサービス利用者数についても、業界として定期的に公表する事とする。

(半年に1回フィルタリングサービス利用者数を公表する予定。)